徳島県震災対策基金条例の制定について

徳島県震災対策基金条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉

嘉

門

徳島県震災対策基金条例

第一条 南海トラフを震源とする巨大地震又は中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により生ずる被害をはじめとする震災(地震及び津波により生ずる 被害をいう。以下同じ。)に対する予防対策、震災が発生した場合の応急対策並びに震災からの復旧及び復興に関する対策に係る事業に要する経費に充てる

ため、徳島県震災対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

2

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することがで

きる。

(処分)

31

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

場合の応急対策並びに震災からの復旧及び復興に関する対策に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県震災対策基金を設置する必要がある。これが、この 南海トラフを震源とする巨大地震又は中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により生ずる被害をはじめとする震災に対する予防対策、震災が発生した

条例案を提出する理由である。